

(契約書の例1)

選挙運動用自動車使用契約書

令和8年〇月〇日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

甲は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号 〇〇〇 新潟〇〇あ△△△△

3 契約期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 契約金額 金 〇〇〇,〇〇〇円
(内訳 1日につき 〇〇〇円(税込) × 〇〇日間)

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき新潟県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が新潟県に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 候補者
住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号
氏 名 〇〇 〇〇 印

乙 住 所 △△市△△町△△丁目△番地△号
名 称 △△タクシー(株) 社印
代表者 代表取締役 △△ △△ 印

(契約書の例2)

選挙運動用自動車賃貸借契約書

令和8年〇月〇日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

甲は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき、選挙運動のための自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号 〇〇〇 新潟〇〇あ△△△△

3 契約期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 契約金額 金 〇〇〇,〇〇〇 円
(内訳 1日につき 〇〇〇円(税込) × 〇〇日間)

5 使用上の義務等

甲は、運転手の確保及び燃料の補給を行うとともに、法令に従い当該自動車を運行する義務を負うものとする。

6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき新潟県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が新潟県に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 候補者
住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号
氏 名 〇〇 〇〇 印

乙 住 所 △△市△△町△△丁目△番地△号
名 称 〇〇レンタカー(株) 社印
代表者 代表取締役 △△ △△ 印

(契約書の例3)

選挙運動用自動車燃料供給契約書

令和8年〇月〇日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 供給場所

所在地 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号

名称 〇〇〇〇（ガソリンスタンドの名称）

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号

〇〇〇 新潟〇〇あ△△△△

4 契約金額 金 〇〇〇,〇〇〇円

（単位1リットルあたり〇〇〇円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。）

5 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき新潟県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が新潟県に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 候補者

住所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号

氏名 〇〇 〇〇 印

乙 住所 △△市△△町△△丁目△番地△号

名称 △△石油（株） 社印

代表者 代表取締役 △△ △△ 印

(契約書の例4)

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

令和8年〇月〇日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転手の雇用について、次のとおり契約を締結する。

1 雇用目的

甲は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき、選挙運動のために使用する自動車の運転のために乙を雇用する。

2 雇用期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日

3 運転する車の車種及び登録番号 〇〇〇 新潟〇〇あ△△△△

4 契約金額 金 〇〇〇,〇〇〇円
(内訳 1日につき 〇〇〇円(税込) × 〇〇日間)

5 燃料の補給等

燃料の補給は、甲が行うものとする。

6 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき新潟県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が新潟県に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 候補者
住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号
氏 名 〇〇 〇〇 印

乙 住 所 △△市△△町△△丁目△番地△号
氏 名 △△ △△ 印

(契約書の例5)

選挙運動用ビラ作成契約書

令和8年〇月〇日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用するビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 作成枚数 〇〇〇〇枚
- 2 契約金額 金 〇〇〇,〇〇〇円
(〇〇〇円 (税込) × 〇〇枚)

3 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき新潟県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が新潟県に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 候補者
住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号
氏 名 〇〇 〇〇 印

乙 住 所 △△市△△町△△丁目△番地△号
名 称 △△印刷(株) 社印
代表者 代表取締役 △△ △△ 印

(契約書の例6)

選挙運動用ポスター作成契約書

令和8年〇月〇日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用するポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 作成枚数 〇〇〇〇枚
- 2 契約金額 金 〇〇〇,〇〇〇円
(〇〇〇円(税込) × 〇〇〇枚)

3 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき新潟県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が新潟県に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 候補者
住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号
氏 名 〇〇 〇〇 印

乙 住 所 △△市△△町△△丁目△番地△号
名 称 △△印刷(株) 社印
代表者 代表取締役 △△ △△ 印

(契約書の例7)

選挙運動用通常葉書作成契約書

令和8年〇月〇日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する通常葉書の作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 作成枚数 〇〇〇枚
- 2 契約金額 金 〇〇〇,〇〇〇円
(〇〇〇円 (税込) × 〇〇〇枚)

3 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき新潟県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が新潟県に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 候補者
住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号
氏 名 〇〇 〇〇 印

乙 住 所 △△市△△町△△丁目△番地△号
名 称 △△印刷(株) 社印
代表者 代表取締役 △△ △△ 印

(契約書の例8)

選挙事務所用立札・看板作成契約書

令和8年〇月〇日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する立札・看板の作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 作成枚数 〇〇〇〇枚
- 2 契約金額 金 〇〇〇,〇〇〇円
(〇〇〇円 (税込) × 〇〇〇枚)

3 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき新潟県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が新潟県に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 候補者
住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号
氏 名 〇〇 〇〇 印

乙 住 所 △△市△△町△△丁目△番地△号
名 称 △△△△ (株) 社印
代表者 代表取締役 △△ △△ 印

(契約書の例9)

自動車等取付用立札・看板作成契約書

令和8年〇月〇日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する立札・看板の作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 作成枚数 〇〇〇〇枚
- 2 契約金額 金 〇〇〇,〇〇〇円
(〇〇〇円 (税込) × 〇〇〇枚)

3 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき新潟県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が新潟県に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 候補者
住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号
氏 名 〇〇 〇〇 印

乙 住 所 △△市△△町△△丁目△番地△号
名 称 △△(株) 社印
代表者 代表取締役 △△ △△ 印

(契約書の例 10)

個人演説会用立札・看板作成契約書

令和8年〇月〇日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙候補者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と△△△△（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する立札・看板の作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 作成枚数 〇〇〇〇枚
- 2 契約金額 金 〇〇〇,〇〇〇円
(〇〇〇円 (税込) × 〇〇〇枚)

3 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することにならない限りにおいて、乙は、公職選挙法及び公職選挙法施行令に基づき新潟県に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

この場合において、乙が新潟県に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

また、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により国庫に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

4 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 候補者
住 所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号
氏 名 〇〇 〇〇 印

乙 住 所 △△市△△町△△丁目△番地△号
名 称 △△(株) 社印
代表者 代表取締役 △△ △△ 印

◎お問い合わせ先

新潟県選挙管理委員会

新潟市中央区新光町4-1 会議室508（県庁行政庁舎5階）

電話番号 025(280)5515（直通）
025(280)5057【 月 日以降】

F A X 025(285)9355
025(280)5512【 月 日以降】